

鳥取県訓令第6号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>別表（第3条関係）</p> <p>職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）鳥取県職員に任命する</p> <p>.....職.....級に決定する</p> <p>任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）第4条の規定により採</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合</p> <p>1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）鳥取県職員に任命する</p> <p><u>（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による）</u></p> <p>.....職.....級に決定する</p> <p><u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用する場合に限る。</u></p> <p>任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）第4条の規定により採</p>

<p>.....号給を給する .....勤務を命ずる</p> <p>(ア) .....を命ずる 任期は...年...月...日 までとする</p> <p>1週間の勤務時間は .....とする</p>	<p>用される職員（以下「任期付研究員」という。）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項の規定により採用される職員（以下「特定任期付職員」という。）を採用する場合を除く。</p> <p>所属部課所の長への採用の場合を除く。</p> <p>(ア) 職名とする。 任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項（第1号に限る。）又は第18条第1項の規定により採用される職員（以下「育児休業等任期付職員」という。）、特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員（以下「一般任期付職員」という。）又は同条例第3条若しくは第4条の規定により採用される職員（以下「任期付職員」という。）を採用する場合に限る。</p> <p>任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用される職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用される職</p>	<p>.....号給を給する .....勤務を命ずる</p> <p>(ア) .....を命ずる 任期は...年...月...日 までとする</p> <p>1週間の勤務時間は .....とする</p>	<p>用される職員（以下「任期付研究員」という。）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項の規定により採用される職員（以下「特定任期付職員」という。）を採用場合を除く。</p> <p>所属部課所の長への採用の場合を除く。</p> <p>(ア) 職名とする。 任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項（第1号に限る。）又は第18条第1項の規定により採用される職員（以下「育児休業等任期付職員」という。）、特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員（以下「一般任期付職員」という。）又は同条例第3条若しくは第4条の規定により採用される職員（以下「任期付職員」という。）を採用する場合に限る。</p> <p>任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用される職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用される職</p>
---	---	---	---

<p>2～13 略</p> <p>14 辞職（職員の意思によって退職させる場合） 辞職を承認する</p> <p>15～56 略</p> <p>第2 一般職の職員（非常勤職員に限る。）の場合</p> <p>1 任命</p> <p style="text-align: right;">(ア)</p> <p>非常勤職員（……）に任命する 報酬月額（報酬月額）（報酬額勤務1回につき）（報酬額勤務1時間につき）……円を給する ……勤務を命ずる 任用期間は……年… …月……日までとし 1箇月の勤務日数は17日以内（1週間の勤務時間は29時間以内）とする</p> <p>2～4 略</p> <p>第3及び第4 略</p> <p>第5 特別職の職員（第4に掲げる職員を除く。）</p> <p>1 任命</p> <p style="text-align: right;">(ア)</p> <p>非常勤職員（……）に任命する</p>	<p>員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p> <p>(ア) 職名又は職種名とする。</p>	<p>2～13 略</p> <p>14 辞職（職員の意思によって退職させる場合） 辞職を承認する <u>（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による）</u></p> <p>15～56 略</p> <p>第2 一般職の職員（非常勤職員に限る。）の場合</p> <p>1 任命</p> <p style="text-align: right;">(ア)</p> <p>非常勤職員（……）に任命する 報酬月額（報酬月額）（報酬額勤務1回につき）（報酬額勤務1時間につき）……円を給する ……勤務を命ずる 任用期間は……年… …月……日までとし 1箇月の勤務日数は17日以内（1週間の勤務時間は30時間以内）とする</p> <p>2～4 略</p> <p>第3及び第4 略</p> <p>第5 特別職の職員（第4に掲げる職員を除く。）</p> <p>1 任命</p> <p style="text-align: right;">(ア)</p> <p>非常勤職員（……）に任命する</p>	<p>員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）の1週間の勤務時間を定める場合に限る。</p> <p><u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による任命権者の要請に応じて退職する場合に限る。</u></p> <p>(ア) 職名又は職種名とする。</p>
---	---	---	---

報酬月額（報酬日額）（報酬額勤務1回につき）（報酬額勤務1時間につき）  
.....円を給する  
.....勤務を命ずる  
任用期間は.....年...  
...月.....日までとし  
1箇月の勤務日数は  
17日以内（1週間の  
勤務時間は29時間以  
内）とする  
2～6 略

報酬月額（報酬日額）（報酬額勤務1回につき）（報酬額勤務1時間につき）  
.....円を給する  
.....勤務を命ずる  
任用期間は.....年...  
...月.....日までとし  
1箇月の勤務日数は  
17日以内（1週間の  
勤務時間は30時間以  
内）とする  
2～6 略

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。